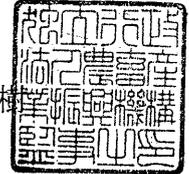




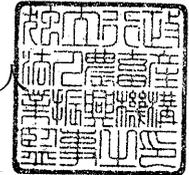
24農畜機第1490号  
平成24年6月27日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 佐藤 純 二 殿

独立行政法人農畜産業振興機構  
監事 柳澤 茂



独立行政法人農畜産業振興機構  
監事 渡部 裕



### 監事監査報告書

独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの業務及び会計経理について監査を行いました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

#### 1 監査の方法の概要

監事は、幹部会等重要な会議に出席するほか、各業務担当理事・部長等から業務実績の報告を聴取し、重要な決裁文書等を閲覧し、本部及び地方事務所（札幌、鹿児島及び那覇事務所）において業務及び会計の状況を調査し、必要に応じ、業務監査室からの内部監査の実施状況の報告及び会計監査人からの会計監査の実施状況の報告を求めました。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、コンプライアンスの推進を含む内部統制の状況、随意契約見直し計画を中心とした契約の状況及び情報開示の状況等については、前年度に引き続き特に留意して監査を実施しました。

## 2 監査の結果

監査結果は、次のとおりです。

- (1) 財務諸表は、機構会計規程、独立行政法人会計基準及び関係諸法令に従い、機構の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 決算報告書は、機構の予算区分に従って、決算の状況を正しく示していると認めます。
- (3) 事業報告書は、中期計画及び年度計画に沿い、機構の業務実施内容を適切に示していると認めます。
- (4) 会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (5) 役職員の業務遂行に関する不正の行為又は関係諸法令に違反する重大な事実  
は認められません。

## 3 留意して監査した項目の監査結果

留意して監査した項目及び個別の項目に関する監事の所見は、次のとおりです。

### (1) 内部統制の状況について

平成22年3月に総務省主催の研究会が報告書にまとめておりますが、“独立行政法人における内部統制”とは“中期目標に基づき法令を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み”と定義付けられています。

今年度監査においては、上記を念頭に置き、各部署の管理職から年度計画に基づく業務実績の報告を聴取するとともに、昨年度に続き32名の非管理職との面談を通じて当機構における内部統制の状況を確認いたしました。

#### ① リーダーシップの発揮とガバナンス強化

当機構においては、四半期毎に理事長以下全役員出席の下で、中期目標・中期計画・年度計画に関し、“具体化推進シート（工程表）”に基づいた評価・点検が行われ、都度具体的かつ適切な指摘・指示が行われています。

また、部長職以上が参加する幹部会が毎月2回開催され、理事長からの指示伝達や業務に関連する情報交換等が行われており、その内容はイントラネットに掲載されるとともに、各部署役職員に広く周知されていることが認められました。

更に、役職員間ミーティングが四半期毎開催され、各部門の課題や方向性が

組織内で共有化されており、内部統制上良好な“統制環境”及び“情報と伝達の仕組み”は構築されているものと判断します。

## ② コンプライアンスの推進

副理事長を委員長とするコンプライアンス委員会の下で、コンプライアンスハンドブックの内容の充実化とテーマを絞り込んで利便性を高めたダイジェスト版の発行、テーマ別や階層別の研修による啓蒙、アンケート調査による現状分析等を行っています。

まだ個人により認識に大きな差があるとはいうものの、徐々に浸透してきている点は評価できます。今後とも各種ツールの有効活用やさらなる工夫により推進させていくべきものと考えます。

## ③ 情報セキュリティ

個人情報保護の重要性の認識や、決裁書類における情報の格付け及び取扱い制限の表示義務そのものについてはこの1年間でだいぶ改善されました。

しかしながら、格付けに則した取扱いをしているか、表示した格付けは本当に正しいのかといった点については、まだ理解が浸透しているとは言い難い状況です。

事故が起きた場合に発生する問題の深刻さを考えると、本件は完璧を目指すべき課題であり、より一層の継続した努力が必要と判断します。

## (2) 契約の状況

### ① 随意契約の見直しの状況

機構においては、平成18年4月に随意契約等審査委員会を設置するなど、従前から随意契約の適正化に努めてきたところですが、平成19年12月には、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に基づき、更なる契約の適正化を目指して随意契約見直し計画が策定され、平成18年度実績をもとに、事務所の賃貸借契約及び補助金交付に係る指導監督事務の都道府県との委託契約等の真にやむを得ないものを除き、順次競争性のある契約に移行してきました。

更に、平成21年11月には「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、機構内に外部有識者等によって構成する契約監視委員会を設置し、契約状況の点検・監視体制を整備するとともに、新たに平成20年度実績をもとに、競争性のない随意契約の見直しの徹底や後述の1者応札の解消等を図るため、随意契約等見直し計画を策定し、真にやむを得ないものを除き、競争性のある契約に移行することとしてきました。また、随意契約の見直し等に関しては、行政刷新会議の事業仕分けを

受け、平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」においても同様にその見直し等が求められています。

この随意契約の見直しについては、表1のとおり競争性のない随意契約は、平成18年度には件数で59件（シェア44.7%）であったものが、平成23年度では20件（シェア11.6%）に減少しています。この20件については、事務所の賃貸借契約や補助金交付に係る指導監督事務の都道府県との委託契約等の真にやむを得ないものとなっており、見直しの成果が現れ、これは評価できるものとなっています。

今後においても、競争性のない随意契約の削減に向けて更なる徹底を図り、競争性・透明性の確保に努めていくべきものと考えます。

(表1) 随意契約見直しの状況

(単位：件、百万円)

区 分	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		
	件数	金額											
競争性のある契約	競争入札	56	5,502	68	11,569	87	9,279	96	4,059	104	9,427	136	8,801
	企画競争・公募	17	257	22	203	31	233	21	201	12	125	16	206
	小計	<55.3>	<88.3>	<72.0>	<95.0>	<86.1>	<94.4>	<87.3>	<89.3>	<89.9>	<95.2>	<88.4>	<95.0>
		73	5,759	90	11,772	118	9,513	117	4,260	116	9,552	152	9,007
競争性のない随意契約	<44.7>	<11.7>	<28.0>	<5.0>	<13.9>	<5.6>	<12.7>	<10.7>	<10.1>	<4.8>	<11.6>	<5.0>	
		59	760	35	619	19	567	17	511	13	483	20	472
合計	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>	
		132	6,519	125	12,391	137	10,080	134	4,771	129	10,034	172	9,479

(注)上段<>書は、構成比(%)である。

なお、調達契約ではありませんが、砂糖勘定及びでん粉勘定における短期借入金の借入れについても競争契約が実施され、平成23年度の平均借入利率は、同期間の短期プライムレートに比べてみても、より有利な条件での資金調達が行われ、支払利息の縮減が図られているものと考えます。

(参考) 砂糖勘定及びでん粉勘定における資金調達の平均借入利率

区 分	20年度		21年度		22年度		23年度	
	砂糖勘定	でん粉勘定	砂糖勘定	でん粉勘定	砂糖勘定	でん粉勘定	砂糖勘定	でん粉勘定
平均借入れレート	0.619%	0.616%	0.371%	0.459%	0.203%	0.304%	0.146%	実績なし
短期プライムレート	1.875~1.475%		1.475%		1.475%		1.475%	

## ② 1者応札解消の取組み

競争性のない随意契約を見直し競争性のある契約に移行していくと同時に、競争性のある契約方式を採用したとしても、1者のみが応札・応募するというのでは、実質的な競争原理が働かないとの問題意識を契機として、競争によるメリットを十分に享受するとともに、契約手続きの透明性をより高めるとの観点から、機構においては、平成20年9月以降1者応札の可能性のある契約について、次のような措置を講じています。

### ○ 競争参加者を増やすために講じた措置の概要

- ・ 公告から入札（応募締切）までの期間を延長する。  
（入札の場合：10日間→20日間、企画競争の場合：20日間→30日間）
- ・ 公募の周知を図る。
- ・ 参加資格については、幅広く対象とする。
- ・ 実施時期を前倒しする（年度末を避ける）。
- ・ システムの更新や改修の場合は、現行システムの情報を開示する旨を仕様書等で明示する。

また、入札説明会には複数の参加者があったものの結果的に1者応札となった事案で、入札に参加しなかった者に対してアンケート調査を実施し、不参加理由を分析・検証し、改善策等の具体化を図っていくという試みも始めています。

このような取組みの結果、表2のとおり、競争性のある契約件数全体に占める1者応札件数の割合は、平成19年度には30.0%（27件）であったものが、平成23年度では8.6%（13件）に改善されているところですが、今後においても、真にやむを得ないものを除き、競争性・透明性の確保のためにも1者応札解消への取組みの更なる充実を期待します。

(表2) 1者応札の状況

(単位：件)

契約方式	入札・応募者	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
一般競争入札	1者	14	14	9	8	9
	2者以上	39	51	70	81	112
	計	53	65	79	89	121
指名競争入札	1者	0	0	0	0	0
	2者以上	15	22	17	15	15
	計	15	22	17	15	15
企画競争・公募	1者	13	10	5	3	4
	2者以上	9	21	16	9	12
	計	22	31	21	12	16
合 計	1者	<30.0> 27	<20.3> 24	<12.0> 14	<9.5> 11	<8.6> 13
	2者以上	<70.0> 63	<79.7> 94	<88.0> 103	<90.5> 105	<91.4> 139
	計	<100.0> 90	<100.0> 118	<100.0> 117	<100.0> 116	<100.0> 152

(注) 上段&lt;&gt;書きは、構成比(%)である。

## (3) 給与水準適正化等の取組み

独立行政法人の給与水準等については、平成19年12月閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」において、人件費の総額の削減（平成17年度に比べ、平成18年度以降5年間で5%以上の削減）に取り組むこと、また、給与水準については、国民の納得が得られる説明と社会的に理解が得られる水準とすること等が要請されています。

機構では、平成17年から計画的・段階的な給与の引下げを行うなどの“給与構造の見直し”の取組みを実施しているほか、新たな人事管理制度として、平成19年度から人事評価制度の導入や昇給幅の抑制等、平成20年度から管理職ポストオフ制度や業務専門職の導入等相当に厳しい努力が払われています。

このような取組みの結果、役職員の給与・報酬等の支給総額は、表3に示すように、平成23年度実績見込みにおいては、平成17年度実績に比較し16.8%の削減となっており、“平成18年度以降の5年間で5%以上を基本とする削減という目標（平成23年度まで継続）”を大幅に上回る削減となっています。

また、平成23年度における機構の給与水準は、表4のとおり、対国家公務員（地域・学歴勘案）ラスパイレス指数で103.6（仮集計値）となっており、平成18年度の114.1と比較すると10.5ポイントの低下となって

います。

当機構は職員が公務員身分のない非特定独法であり、雇用不安を抱えて勤務する職員にとって、行政改革、東日本大震災と復興、特例的な給与削減等、ともすればモチベーションが低下しかねない社会環境の中で、中期目標に掲げる“国家公務員と同程度の給与水準”とはラスパイレス指数としてはいくつが妥当なのかをよく議論・検討した上で、その達成に取り組んでいくべきものと考えます。

(表3) 役職員の給与・報酬等支払総額の推移

(単位:百万円)

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	(見込み)							17' →23'
給与、報酬等 支払総額	2,189	2,161	2,090	1,992	1,895	1,830	1,821	<▲16.8%> ▲368

(注) 退職手当を除いた給与、報酬等の支給総額である。

(表4) ラスパイレス指数の推移

年 度	18年度	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
			増▲減								
対:国家公務員 (地域・学歴勘案)	114.1	111.9	▲2.2	110.9	▲1.0	107.1	▲3.8	105.4	▲1.7	103.6	▲1.8

(注) 23年度は仮集計値。(18' →23' ▲10.5ポイント)

#### (4) 補助事業実施主体の公募の取組み

機構の各種補助事業については、効果的かつ透明性の高い事業の実施ということから、その事業実施主体の選定においても競争性を高めるため、平成20年度予算分から事業実施主体の公募制が導入されました。

この事業実施主体の公募は、

- ・ 法令等により事業実施主体が特定されているものや、継続事業であって終期末到来のもの等の公募方式を採用することが適切でない事業を除き、原則として全ての事業を公募により事業実施主体を決定する
- ・ 事業実施主体は、外部有識者で構成される審査委員会で審査のうえ決定される
- ・ 1者のみの応募の事業であっても審査を行い、評価の結果が基準点に満たない場合は採用しない

というような公正かつ公平な基準のもとで実施されています。

更に、新規参入希望者に門戸を広げ多くの応募を募り競争性を高める観点か

ら、広報活動等による周知を図り、十分な公募期間の確保、公募要件の緩和等の取組みを行っています。

今後においても、補助事業実施主体の選定手続き等が逐次改善され、より透明性が確保されたものとなっていくことを期待します。

#### (5) 情報開示の状況

「独立行政法人通則法」(平成11年7月16日法律第103号)及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年12月5日法律第140号)等により、公開が義務付けられている事項並びに契約に関する情報等は、全て適正に情報公開が行われていると認められます。

このほか、農畜産業振興機構評価委員会や補助事業に関する第三者委員会等のガバナンス等の観点から機構の内規により設置されている各種委員会の議事録等についても、機構のホームページにより積極的に開示されています。

ホームページへのアクセス件数の状況(表5)については、平成23年度実績が575万件となっており、前年度に比べると5.7%の増となっています。

アクセス件数の多さだけでなく、何よりその内容が重要であると考えますので、今後においても、閲覧者の利用しやすさの向上、情報の充実を図るなどして、更に情報の開示が進展していくことを期待します。

また、平成20年6月からは、メールマガジンの配信を開始し、機構から国民等への情報発信の強化に努めており、このような積極的な取組みは大変評価される所です。配信を開始してまだ日は浅いところではありますが、引き続き紙媒体での情報誌の発行部数の増加抑制等を考慮しつつ、認知度を高める工夫を行うなどをして充実させていくことを期待します。

(表5) 機構ホームページへのアクセス件数

(単位:万件)

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
							増▲減
アクセス数	543	670	604	637	544	575	<5.7%> 31

#### (6) その他特別な事案への対応

① 東日本大震災に伴う原子力発電所事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定基準値を超える放射性セシウムが検出されたことへの対応

年度計画予算を変更して、次の事業を実施しました。

- ・肉用牛肥育経営緊急支援事業
- ・国産牛肉信頼回復対策事業

・原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業

このような緊急事態において、機構が速やかに対応できたことは評価できることでもあります。今後においても、こういった緊急事態に速やかに対応できるよう期待します。

② 「独立行政法人が支出する会費の見直し」

“独立行政法人から高額・不明朗な支出が公益法人等に会費という名目・形式により行われているのではないか”との指摘がなされ、その適正化・透明性を強化する観点から、平成24年度以降見直しを図っていくことが行政改革実行本部において決定（平成24年3月23日）されました。

機構においては、会費支出の見直し準備を行い、今後この決定の趣旨を踏まえ会費の支出にあたり十分な精査をしていくこととしています。